

平成29年10月25日（水）  
第17回草津市景観審議会  
資料1

# 《議事》

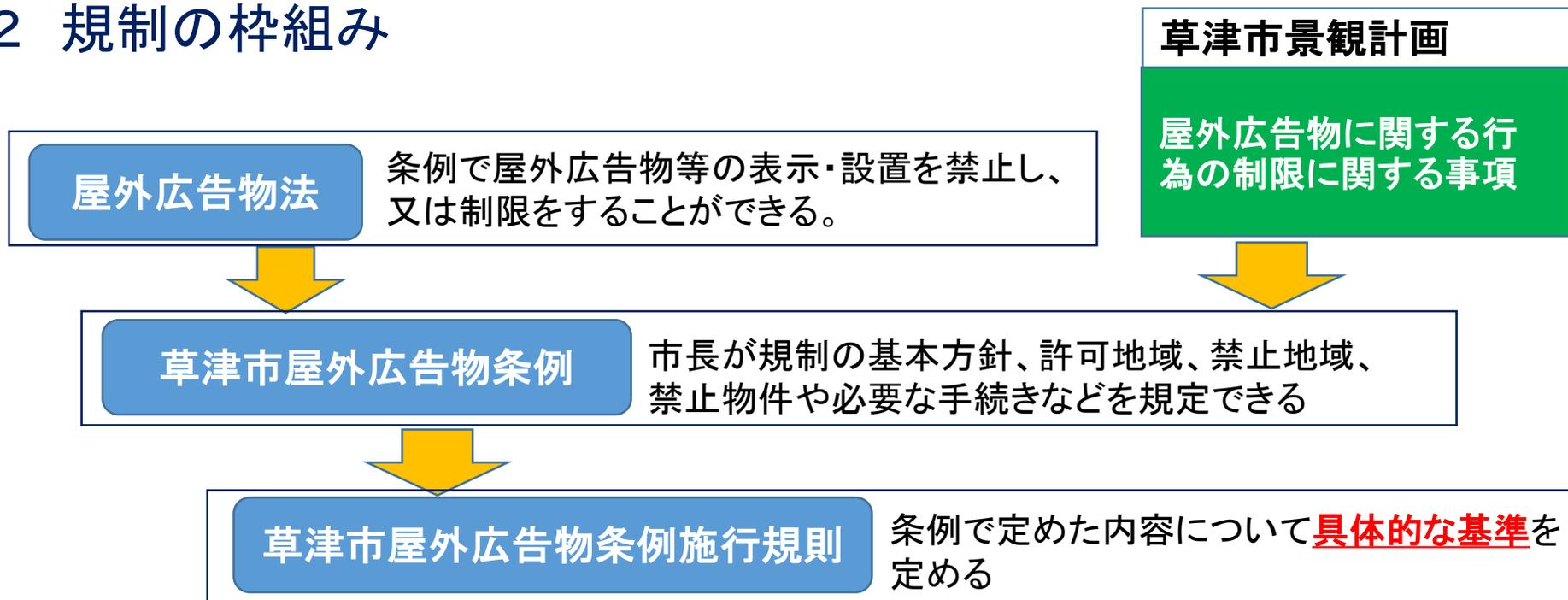
## 草津市屋外広告物条例施行規則の改正 について

# 屋外広告物の概要・規制の枠組み

## 1 屋外広告物とは・・・

- ① 常時又は一定の期間継続して
- ② 屋外で
- ③ 公衆に表示されるものであって
- ④ 看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するもの

## 2 規制の枠組み



# 草津市における屋外広告物の規制経過

## 規制経過

昭和24年 屋外広告物法 制定

昭和36年 滋賀県屋外広告物条例 制定

昭和46年 滋賀県屋外広告物条例 全部改正

平成16年 地方分権一括法および屋外広告物法 一部改正 <sup>△</sup>  
県が条例で定めた場合、屋外広告物の事務を景観行政団体の市町村で処理することができることが明記された。また違反に対する措置の追加がなされた。

平成19年 滋賀県からの委任により草津市屋外広告物規制の指導を開始

平成23年 景観行政団体へ移行  
草津市景観計画の策定と並行して屋外広告物の基準について検討

平成24年 草津市景観計画 施行

平成25年 草津市屋外広告物条例 制定  
条例化する際に、従前の【滋賀県屋外広告物条例】を参考に、景観計画に基づき草津市独自の基準を追加

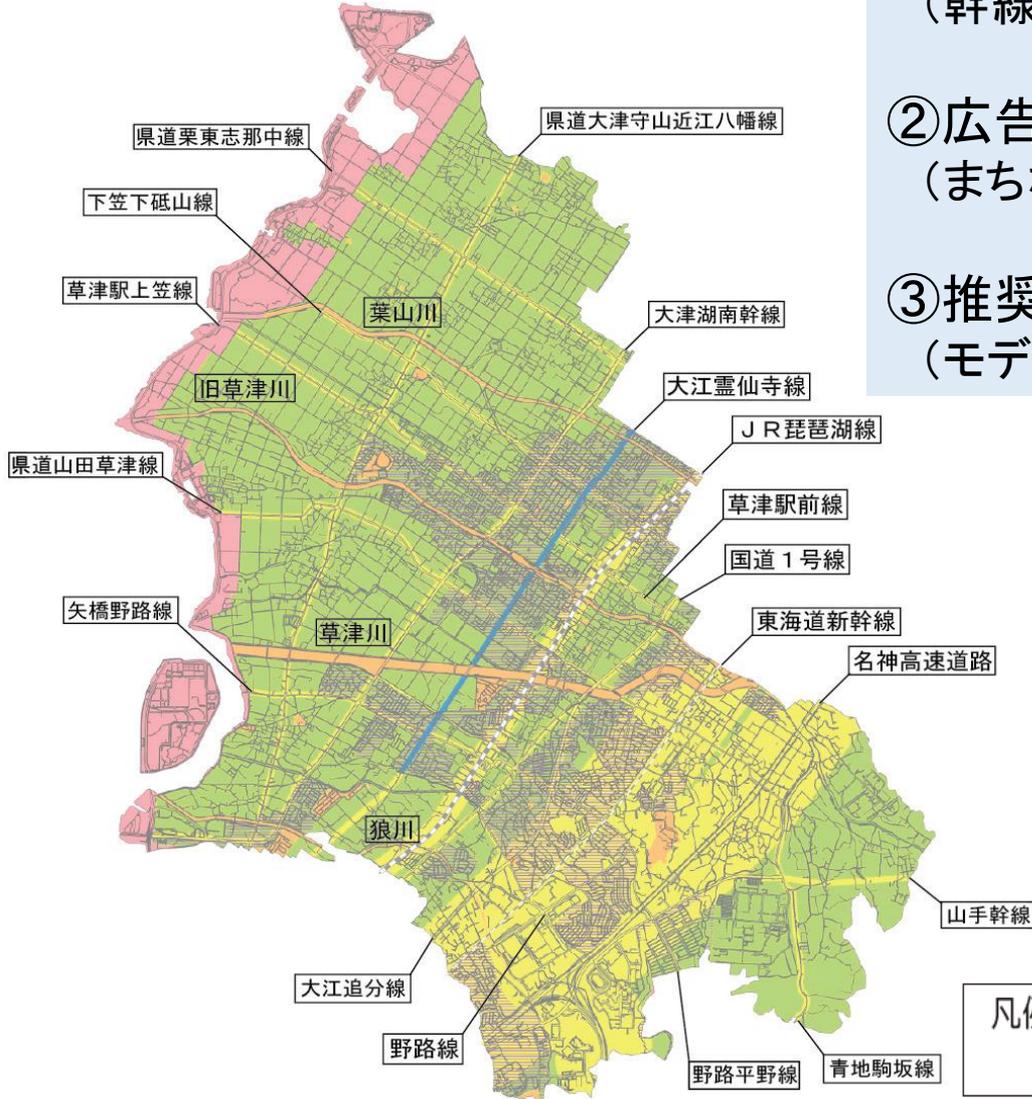
県条例が県下一律規制で、草津市の景観特性にそぐわない部分があること、昭和46年大改正の規制であることから、現況に対応できない項目が生じてきた。

# 草津市屋外広告物条例の特徴

## 草津市屋外広告物条例の特徴

県条例の内容を基本として…

- ①規制エリアの変更  
(幹線道路沿いの非自家用野立広告物)
- ②広告規制型景観形成地区(モデル地区)  
(まちなかに琵琶湖岸同等のルールを設定)
- ③推奨基準適用地区  
(モデル地区ルールを市内に波及)



<b>禁止地域1</b> ●草津市景観計画に定める琵琶湖岸ゾーン	<b>第2種許可地域</b> ●第1種許可地域およびモデル地区以外の地域
<b>禁止地域2</b> ●第1・2種低層住居専用地域 ●風致地区 ●指定文化財の周囲50m ●史跡・名勝・天然記念物の指定範囲 ●琵琶湖国定公園特別地域 ●景観計画に定める河川・緑軸 ●名神・新名神高速道路 ●都市公園・緑地 ●古墳および墓地	<b>第3種許可地域</b> ●第1種許可地域および第2種許可地域のうち住居系用途地域(*)の区域
<b>第1種許可地域</b> ●草津市景観計画で定める幹線道路軸または県道大津能登川長浜線の道路境界から30m以内 ●鉄道から100m以内 ●名神・新名神高速道路または東海道新幹線から500m以内の地域	<b>広告規制型景観形成地区(モデル地区)</b> ●都市計画道路大江霊仙寺線のうち、供用開始区域および事業認可区域で、道路境界から30m以内の地域 <b style="color: red;">色規制あり</b>

凡例	モデル地区	禁止地域1	禁止地域2
	第1種許可地域	第2種許可地域	第3種許可地域

# 改正する基準と景観審議会への諮問について

草津市屋外広告物条例施行規則第9条(許可の基準)関係別表第2において、許可基準の見直しを行う。

## 1 広告物の下地の明確化と色彩規制の整理

⇒ 「下地等」を定義し、併せて色彩規制について整理する

## 2 非自家用野立広告物の相互間距離規制の見直し

⇒ 高速道路、新幹線からの非自家用広告物相互間距離基準の廃止

以上の項目について、草津市屋外広告物条例第29条に基づき、景観審議会に意見を聴き、規則を改正するもの

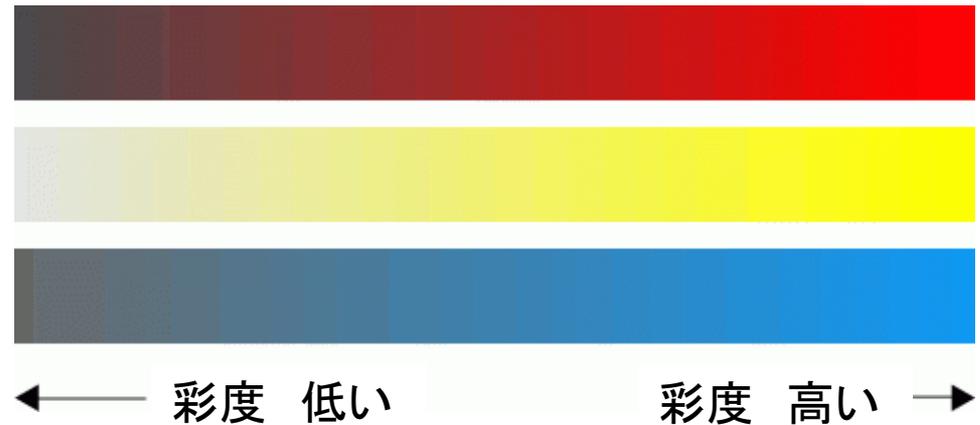
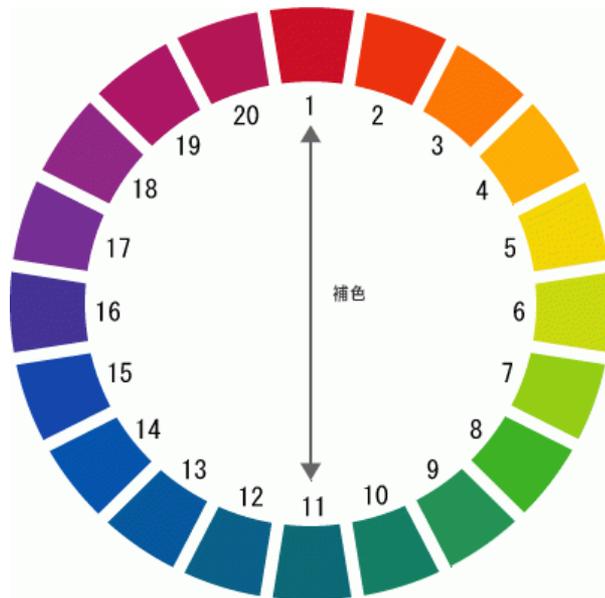
# 諮問事項1

## 1 広告物の下地の明確化と色彩規制の整理



# 色彩の基準設定方法について

- **色相**とは赤、青、緑のような色味の違いのことを表し、イメージの違いを最も表現することが出来る属性です。
- **彩度**とは色の鮮やかさを表す属性で「高い」「低い」でその度合いを表します。彩度が最も高い色は鮮やかな原色となり、彩度が低くなるにつれてくすんだ色みを感じない色に変化し、最後には無彩色になります。



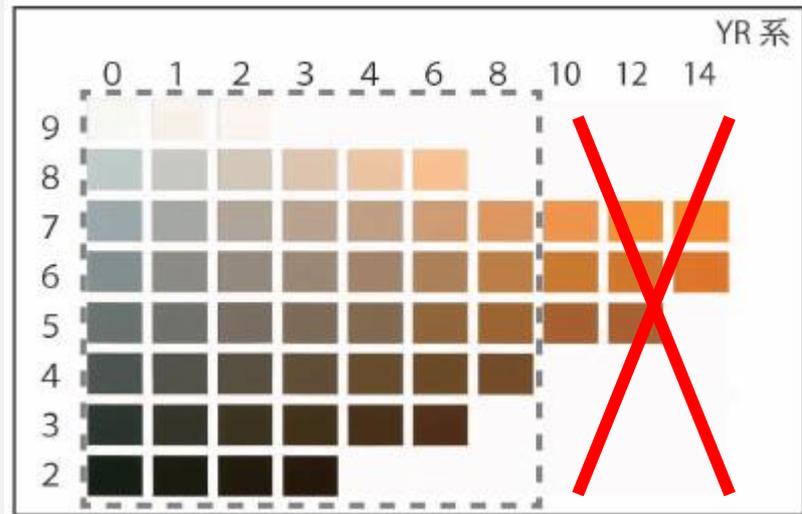
# 下地の色彩規制について

## 表示面の下地の色彩規制

※規則別表第2【第9条(許可の基準)関係】

モデル  
地区

- 広告物の下地には、次の色彩は用いない。(使用面積に関わらず上限 有)
- ・ YR系 … 10以上
- ・ GY系 … 8以上
- ・ R系 … 8以上



その他  
区域

- 原則として表示面の下地の色は、黒および高彩度色を使用しない。

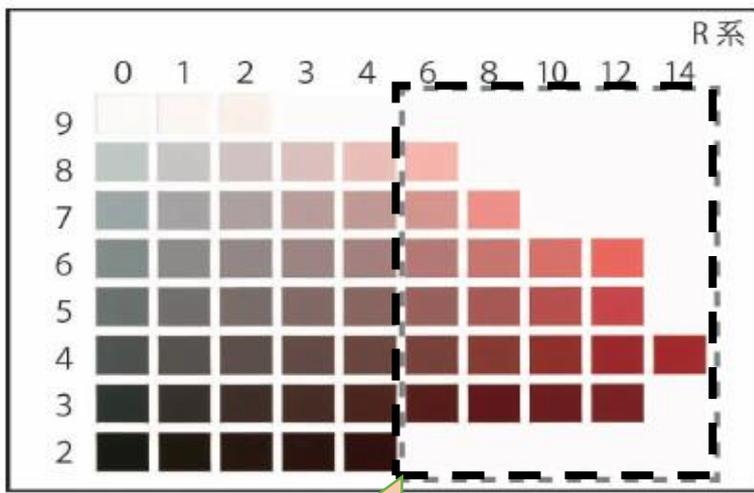
# 下地以外の部分の色彩規制について

## 表示面の下地以外の部分の色彩規制

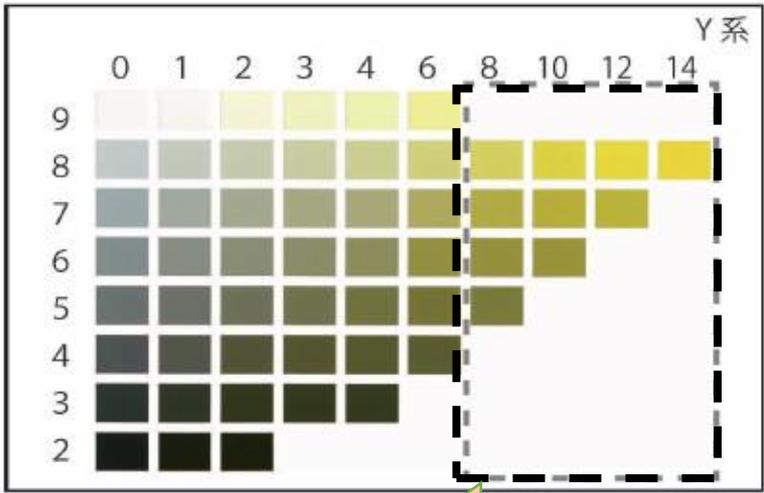
※規則別表第2【第9条(許可の基準)関係】

モデル  
地区

- 表示面の下地以外において、次に示す高彩度色を使用する場合は、  
広告物の面積の2分の1を超えることができない。(半分までは色規制がない)
- ・R系 … 6以上
- ・R系以外 … 8以上



規制対象



規制対象

その他  
区域

- 表示面の下地以外の部分において高彩度色を使用する場合は、  
その表示部分を最小にとどめること。

# 広告物の色彩規制の現状と課題について

## 規制の現状と課題

モデル地区では、広告物の下地についてマンセル値で彩度の上限が従前から条例の規則定められています。ただし下地の定義はなされていないことから、規則の内容を補足する屋外広告物ガイドラインに下記が図示されています。



茶色が主要な下地



緑色が主要な下地

○ 広告物の主要な下地として、

0.1YR～10Yの色彩は彩度10を超えない、

0.1GY～10Rの色彩は彩度8超えを用いないようにする

現在の判断基準・・・主要な下地 = 看板面積の半分以上を占める色



下地には、面積によらず色彩の規制があるが、例えば左のような看板だと、過半を占める色がない、つまり「下地」にあたる部分がないため、下地の上限値がある色彩規制がかけてきていない。

⇒ 下地の色規制が設けているが、左記の事例が申請されている。・・・課題

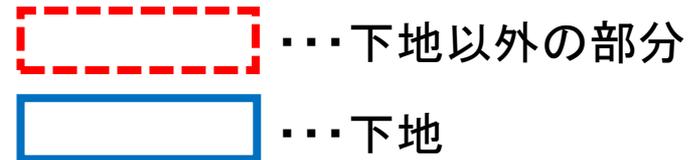
# 色彩規制の課題への対応について

## 課題への対応

課題への対応 **広告物の「下地」を条例の規則で定義することで、規制を厳格化。**

### 下地

=表示面のうち、文字、記号、図形(※1)、イラストまたは写真(※2)(以下「文字等」という。)を除く部分



※下地に該当するものの例  
広告物の地色  
文字等の背景色 など

※1 図形については案内図板で矢印の表示を推奨していることから、下地色の規制対象から除外します。

※2 イラストおよび写真は、複数の色を用いて用いられる例が多数見受けられ、全ての色彩について規制の対象とするのは困難であることから、下地色の規制対象の適用除外とするとともに、**使用範囲は「色彩基準に適合しない」部分とみなします。**

# ガイドラインにおける下地の明確化について

広告物の下地について、課題への対応により、ガイドラインへの記載を変えて、明確化します。

## モデル地区

- 広告物の下地には、次の色彩は用いない。【上限値あり】
  - ・YR～Y系 … 10以上
  - ・GY～R系 … 8以上

## その他区域

- 原則として表示面の下地の色は、黒および高彩度色を使用しない。

The diagram shows a sign for '動物病院' (Animal Hospital) with a green background and white text. The sign includes symbols (circle, triangle, cross), the name '動物病院', a dog illustration, and contact information: '平日：9:00～18:00', '土曜：9:00～13:00', and '077-563-XXXX'. A black arrow points to the sign with the text '直進 1.2 km'. Two callout boxes provide color specifications for the background: '下地① 色相G 彩度7' (Background ① Hue G, Saturation 7) and '下地② 無彩色' (Background ② Achromatic).

下地①  
色相G  
彩度7

【左の例(モデル地区)】  
下地(イラストの緑色の部分と白色の部分)

下地①(緑色)・・・色相G、彩度7(<基準値8)  
下地②(白色)・・・色相N、彩度0

**下地①および②ともに基準に適合している**

下地②  
無彩色

# 下地以外の色彩規制も明確化について

広告物の下地以外においても、課題への対応により、ガイドラインへの記載を変えて明確化します。

## モデル地区

- 表示面の下地以外において、次に示す高彩度色を使用する場合は、広告物の面積の2分の1を超えることができない。
  - ・R系 … 6以上
  - ・R系以外 … 8以上

## その他区域

- 表示面の下地以外の部分において高彩度色を使用する場合は、その表示部分を最小にとどめること。



### 【左の例(モデル地区)】

下地以外の部分

(文字、記号、イラスト、図形、写真)

文字…「○△×動物病院～他」…色相N、彩度0

イラスト…右上の犬のイラスト …色相YR、彩度9

下地以外の部分が広告物の面積に占める割合が2分の1以下であることが明確なため、基準に適合

# 下地以外の部分の規制 具体例について

OK



①の文字は鮮やかであり、規制対象色であるが、看板全体の2分の1を占めないためOK

NG

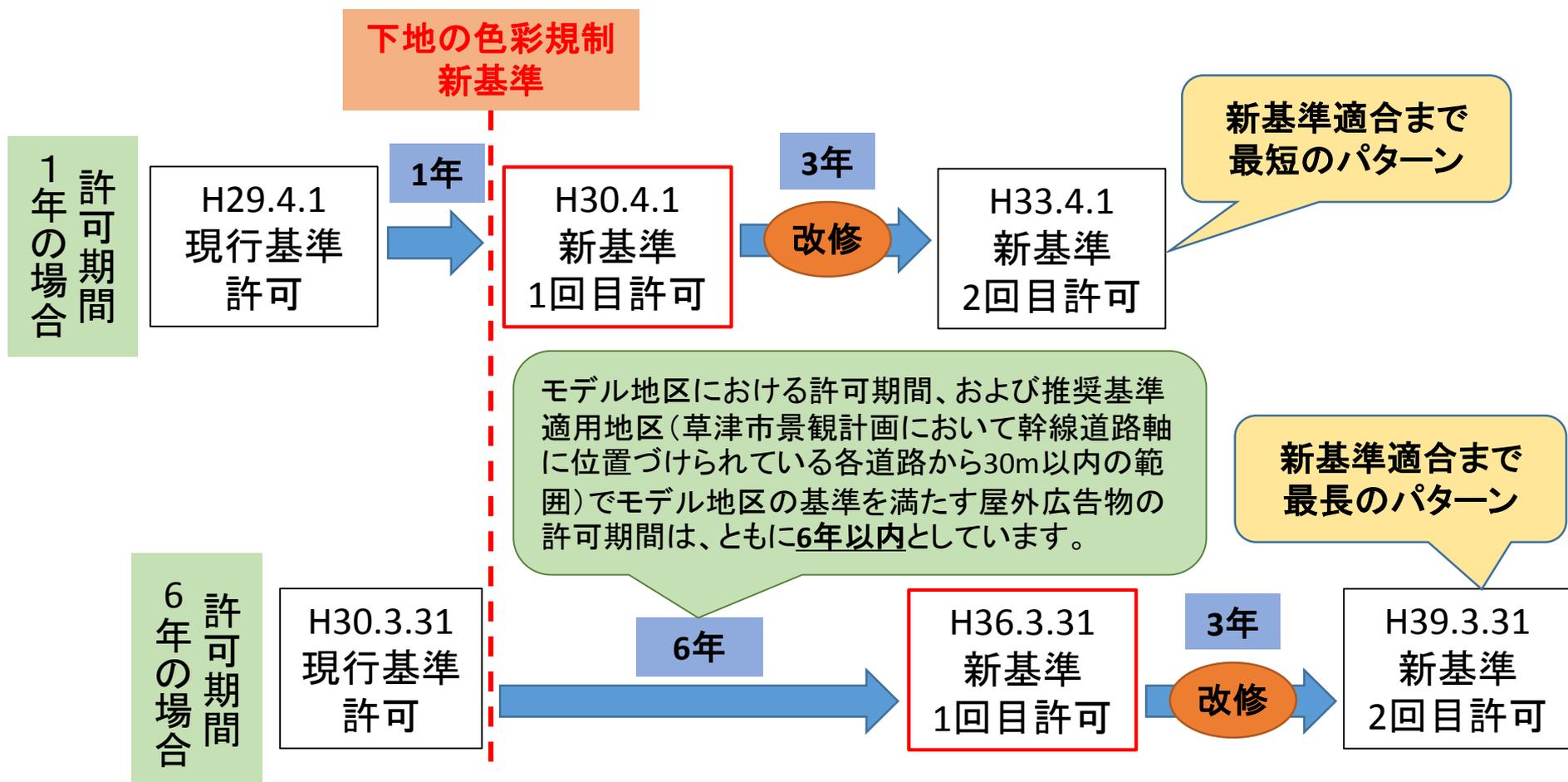


①の文字と②の矢印は、鮮やかであり規制対象色となる。  
また写真は、色の測定が出来ないため、規制対象色の判断となる。  
写真と文字・矢印の面積が看板全体の過半以上を占めており、**OUT**になる。

# 改正後の経過措置について

## 下地の色彩規制の適用における経過措置について

現行の草津市屋外広告物条例において適法に掲出されている屋外広告物のうち、下地の色彩規制の新基準に適合しなくなるものについては、原則として、**新基準が施行されてから1回目の許可より3年後**までに改修を行うこととします。また、許可期間を6年に延長している広告物についても、新基準適合化への経過措置期間は3年とします。



# 諮問事項2

## 2 非自家用野立広告物の相互間距離規制の見直し

# 非自家用広告物とは、野立広告物とは

## 1 自家用広告物と非自家用広告物

### ■自家用広告物・・

自己の氏名、名称、店名、商標または自己の事業もしくは営業の内容を表示するため、自己の住所または事業所、営業所もしくは作業場に表示する広告物または掲出物件

### ■非自家用広告物・・・

自家用広告物にあたらないもの（例えば、第三者の敷地で宣伝用に表示掲出された野立広告物など）

## 2 野立広告物の種類について

### 【野立広告板】

表示可能な面が2面以下であり、建築物などに定着せず独立した広告物をさします。



### 【野立広告塔】

表示可能な面が3面以上であり、建築物などに定着せず独立した広告物をさします。



# 広告物相互間距離規制の考え方について

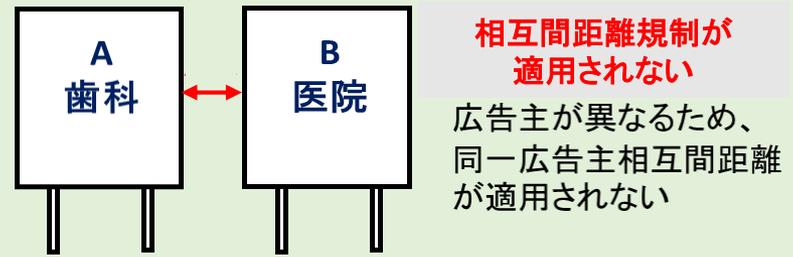
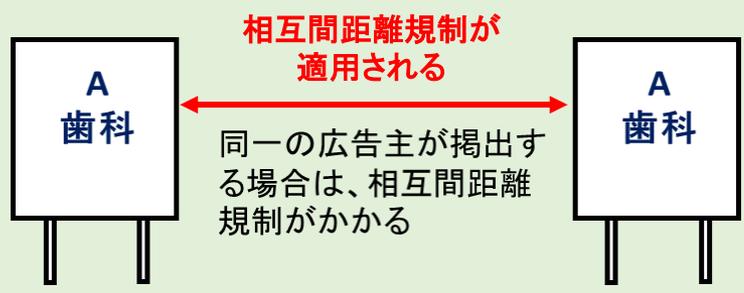
## 広告物の相互間距離規制について

### ■相互間距離規制とは・・・

非自家用の野立広告物の乱立を防ぐため、区域に応じて広告物相互間を一定の距離で離す規制

### ■「同一広告主」相互間距離

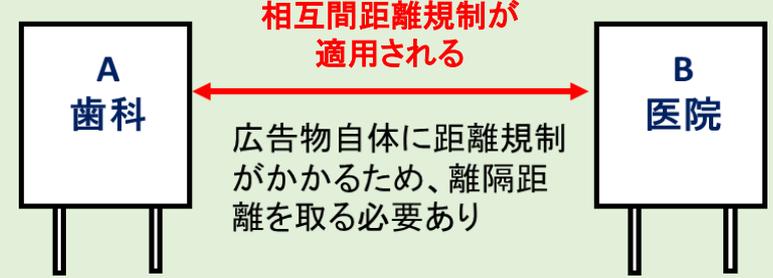
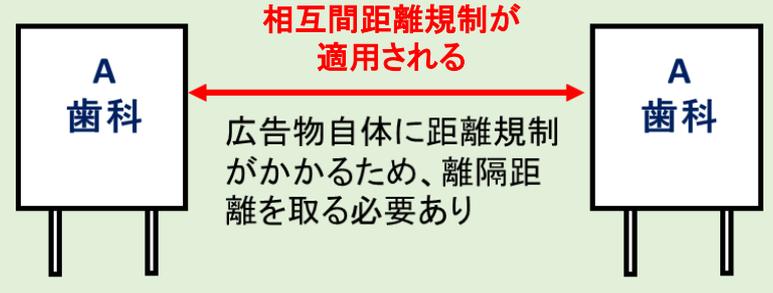
主要な交差点などにおいて、最低限案内図板としての要件を満たす広告物については、同一箇所複数設置することがやむを得ないとして、同一の広告主間において相互間距離の規制を適用する



広告物を案内図板にする必要があるが、  
広告主が異なれば距離を離さなくてもよい

### ■「広告物」相互間距離

幹線道路以外の場所における広告物の乱立を防ぐため、また、高速道路や新幹線から見たときの広告物の乱立を防ぐため、区域に応じて広告物自体の相互間距離を規制する

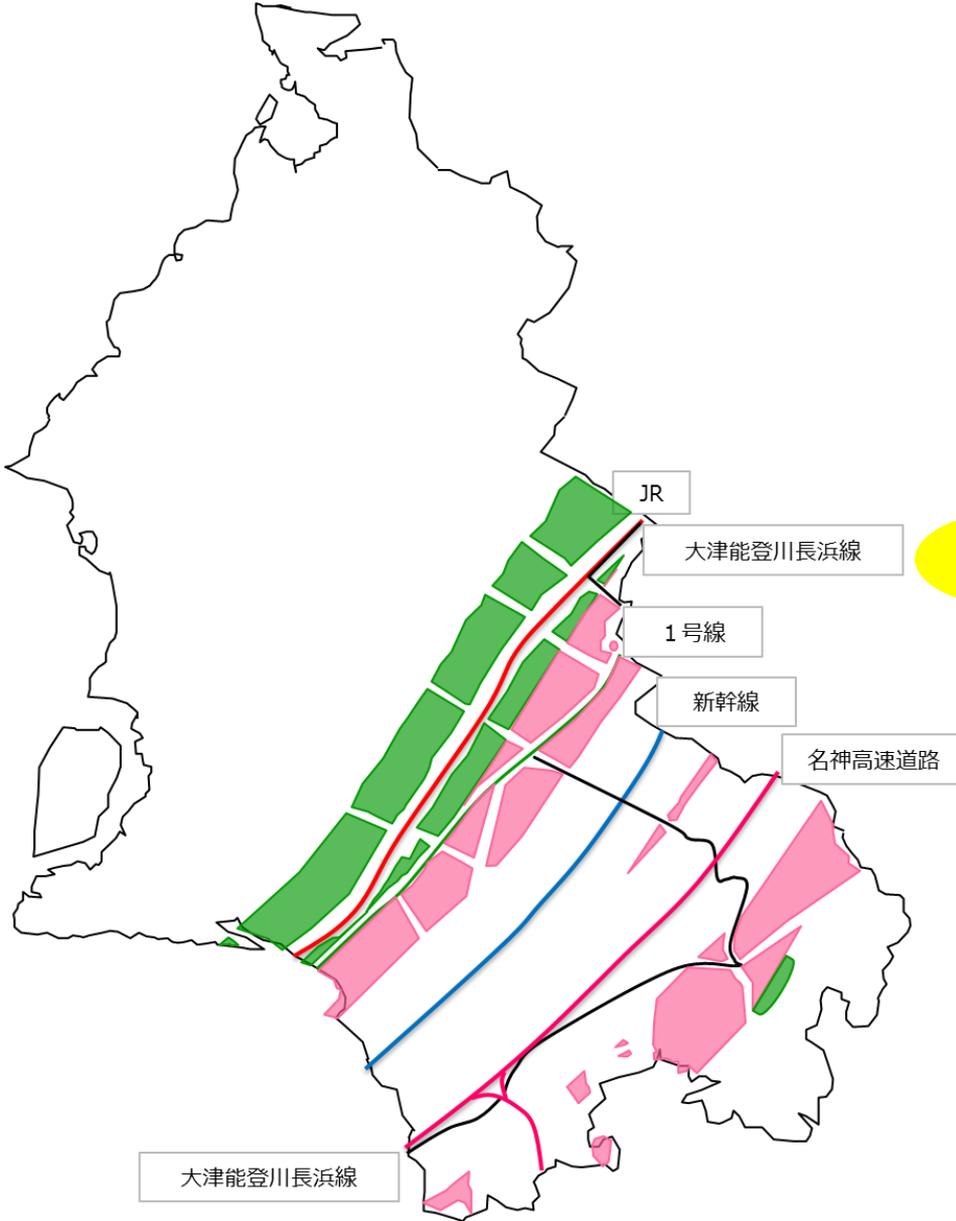


広告物は案内図版にしなくてもよいが、  
広告主が異なっても距離を離す必要がある



# 広告物相互間距離規制の課題について

## 規制の適用される範囲(広告物相互間距離)と課題



### 広告物相互間距離規制

JR、国道1号線、大津能登川長浜線、新幹線、高速道路から一定距離離れた区間が規制区域

#### 相互間距離100m

- ① JR線から100mを越え500m以下の区域
- ② 国道1号線・県道大津能登川長浜線から30mを越え500m以下の区域

#### 相互間距離300m

新幹線・高速道路から500mを越え1,000m以下の区域

### 課題

「見える位置だから景観を阻害するため規制する」という区域規制の趣旨を超え、本来であれば「その場所から見えない位置、またはその方向に向いていない看板」にまで規制が適用されている。

#### 【検証①】

規制の趣旨を鑑み、500m以上離れたところにある広告物が、視界を遮るものなく見ることができるか？

#### 【検証②】

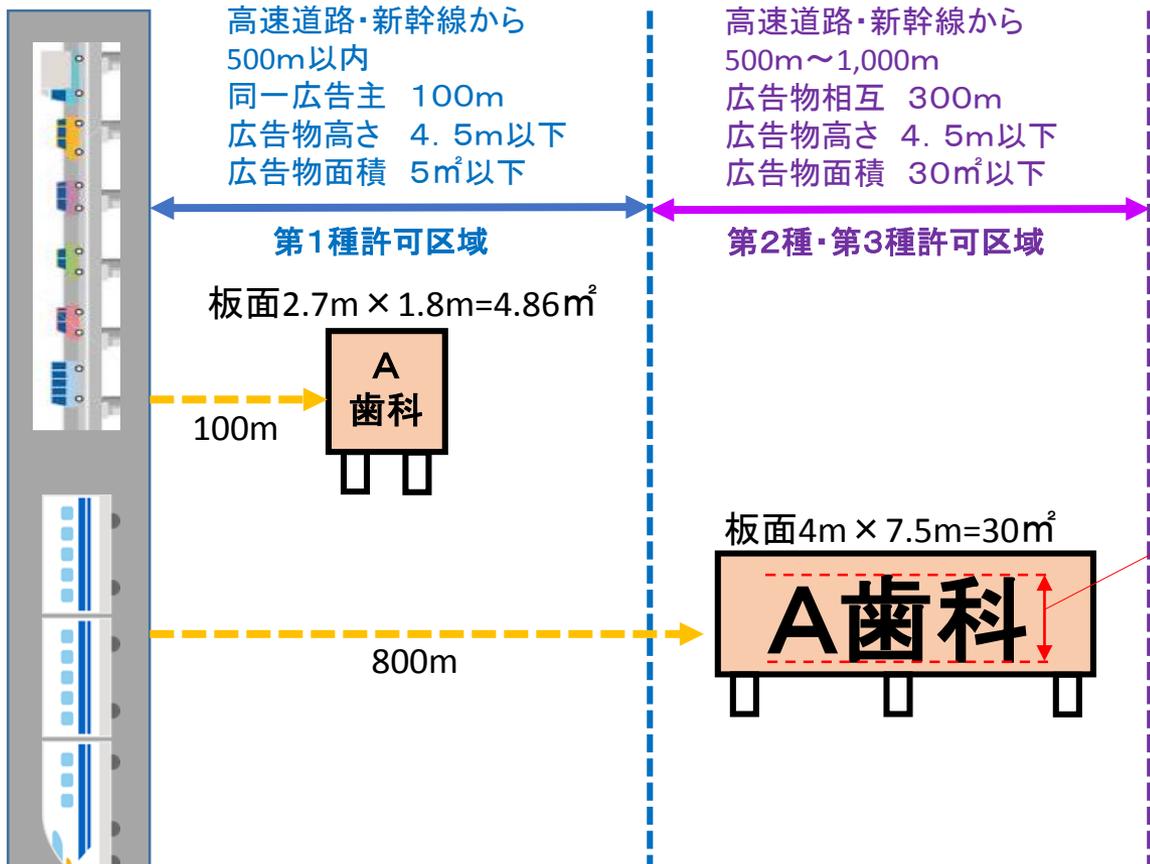
規制が適用される500m以上離れた区域の現状はどうか。広告物が乱立する恐れがあるか？

# 新幹線等に向けた看板の表示内容について

## 課題の検証①

500m～1,000mの区間における規制の目的は、新幹線または高速道路から視認できる範囲内での広告物の乱立を規制するものであるが、高さや表示面の面積に制限があり、500m以上離れた広告物の表示内容が視認できるのか。

新幹線または高速道路



**公共サインの視認性の基準**  
⇒ 視距離に応じた必要な文字の大きさの目安

**「文字の高さ × 250 = 可読距離」**  
**※アルファベットは上の式の75%**

「公共交通機関旅客施設の移動円滑化整備ガイドライン」より

左の例の場合、可読距離800mの文字の高さ・・・

**和文字**  
 $800m / 250 = 3.2m$

**アルファベット**  
 $800m / 250 \times 0.75 = 2.4m$

基準に適合する寸法で板面に3～4文字程度しか表示できない。

⇒ 500m以上離れた新幹線に向けた広告物は、看板面積上限の30㎡では3文字程度の記載であり、表示内容は視認できない。

# 新幹線等沿いの現況について

500m以上離れたところにある広告物が、  
視界を遮るものなく見ることができるか？

## 名神高速道路



⇒ ほぼ全ての区間で防音壁があり、  
視認不可

## 新幹線



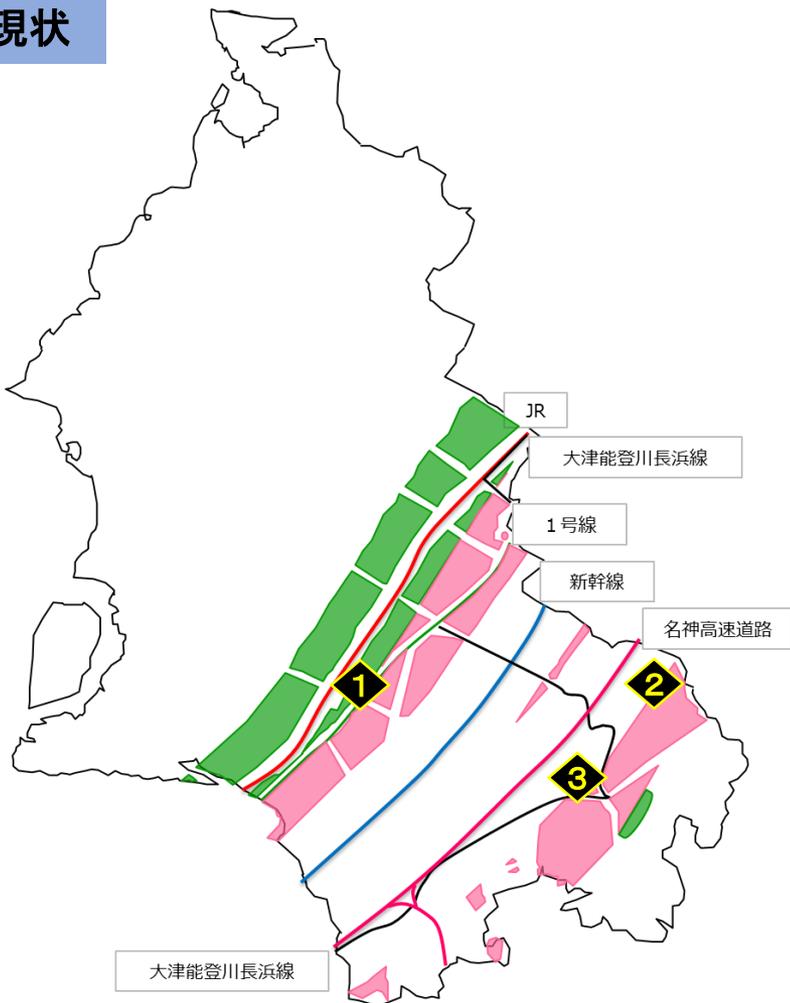
⇒ 開放されている区間が多いが、  
新幹線から500m以内の範囲は住宅、  
工場等があり視界が遮られる

# 廃止を検討している区域の広告物設置状況について

## 課題の検証②

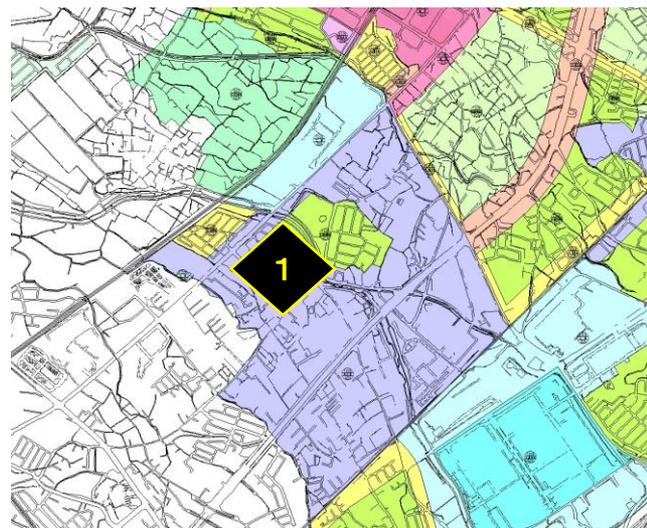
規制が適用される500m以上離れた区域の現状はどうか。広告物が乱立する恐れがあるか？

現状



1

住居系用途地域(南笠東)



⇒新幹線等に向けた看板はない。住宅内で交通量少なく、看板自体がない。

# 廃止を検討している区域の広告物設置状況について

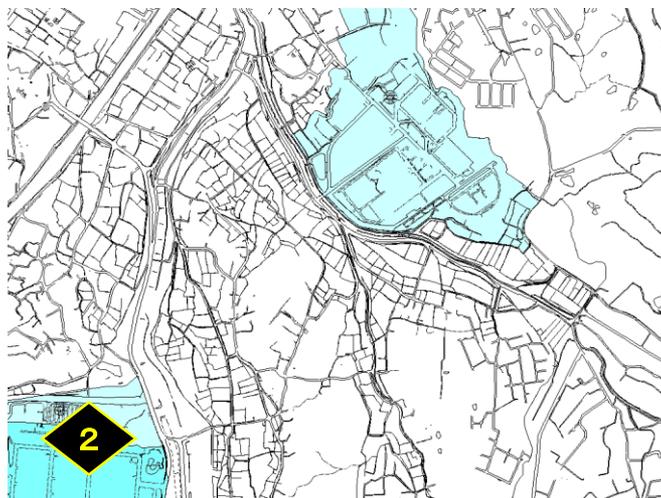
規制が適用される500m以上離れた区域の現状はどうか。広告物が乱立する恐れがあるか？

現状

2

工業系用途地域(岡本町)

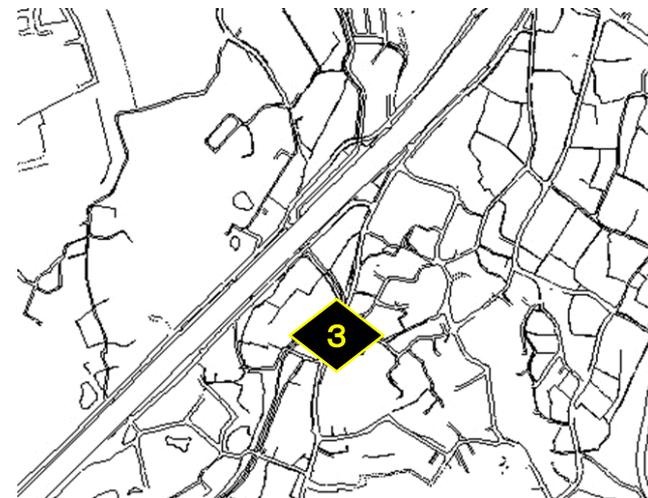
【工業団地内】



3

市街化調整区域(岡本町)

【田園地帯】



⇒新幹線等へ向けた広告物も、その他 広告物の設置はない。

# 課題への対応について

## 課題への対応

課題への対応 広告物相互間距離の規制を見直します。

大きさ東海道新幹線および名神・新名神高速道路から500mを超え1,000m以下の範囲内にかかる距離規制を廃止します。

具体的な適用範囲	相互間距離規制の内容	相互間距離規制内容
・景観計画の幹線道路軸から30m以内 ・JR琵琶湖線から100m以内 ・名神、新名神高速道路から500m以内	同一広告主相互間 100m	同一広告主相互間 100m
琵琶湖岸、都市公園、都計道大江霊仙寺沿線	同一広告主相互間 500m	同一広告主相互間 500m
国道1号線・指定道路から 30mを超え500m以下の範囲(みどり)	広告物相互間 100m	広告物相互間 100m
JR琵琶湖線から 100mを超え500m以下の範囲(みどり)	広告物相互間 100m	広告物相互間 100m
東海道新幹線から 500mを超え1,000m以下の範囲(ピンク)	広告物相互間 300m	廃止
高速道路から 500mを超え1,000m以下の範囲(ピンク)	広告物相互間 300m	

廃止する区域 ⇒ 距離規制について同一広告主・広告物相互間規制が替わり適用される。

# 改正後の距離規制について

## 【改正前】

改正後も距離規制が残り、  
乱立への抑止は働く。

## 【改正後】

**広告物相互間距離 100m**

- ① JR線から100mを越え500m以下の区域
- ② 国道1号線・県道大津能登川長浜線から30mを越え500m以下の区域

**広告物相互間距離 300m**

新幹線・高速道路から500mを越え1,000m以下の区域

**同一広告主相互間距離 100m**

- ① 景観計画の幹線道路軸、国道1号、大津能登川長浜線から30m以内
- ② 新幹線・高速道路から500m以内の範囲

**広告物相互間距離 100m**

- ① JR線から100mを越え500m以下の区域
- ② 国道1号線・県道大津能登川長浜線から30mを越え500m以下の区域

**同一広告主相互間距離 100m**

- ① 景観計画の幹線道路軸、国道1号、大津能登川長浜線から30m以内
- ② 新幹線・高速道路から500m以内の範囲

